

## 公の施設の使用料の見直しに関する基本方針(案)に対する意見と市の考え方

番号	ご意見	市の考え
1	<p>市の公共施設はそれぞれ設置目的が異なり、一律的な基準を定めることは適当ではないと思いますので反対です。</p> <p>その理由として、1つ目は、既存施設の施設使用料において、利用者をそれぞれ市内と市外で使用料を分けている場合や、営利目的で使われる場合の増額を定めている施設もあります。その増額幅も施設の規模や設備の利便性によって需要が生まれる期待度(営利目的に見合う額)によって違って当然です。</p> <p>2つ目は、そもそも理論上の使用料水準なるものを基準とするなどという考えは、運営を民間に委託したりする場合の値上げの口実づくりでしかないと思います。</p> <p>3つ目は、市民が公共施設を利用することは、市民の健康増進、創造力を高めること、生きる活力を生むことにつながります。特に高齢化社会が進むこれから、公共施設の利用は気軽に安価な施設を安全に利用させることで、医療や介護などの市の負担を軽減することにもつながり、全体的な支出軽減になるのではないのでしょうか。</p> <p>同様なサービスを民間が提供しているからと安易に流されるのは、公共施設のメリット(気軽に安価に安心して利用できる)の放棄につながるので、一律基準に反対です。</p>	<p>市の公共施設はそれぞれ設置目的が異なるものではありませんが、公共施設間での使用料の不均衡が生じないように、受益者が負担する経費の範囲や割合など、使用料の算定に関して各公共施設に共通した基本的な事項については、統一的な考え方を定める必要があると考えています。</p> <p>ご意見をいただきましたとおり、市の公共施設はそれぞれ設置目的が異なり、また、施設の規模、利用状況等も異なることから、市内の利用者と市外の利用者で使用料を区分している施設や、営利目的で使用される場合に使用料を増額することを定めている施設があるなど、使用料の設定条件は施設によって異なります。そのため、施設の利用実態に応じて、そうした使用料の格差等を施設ごとに設定できることを、基本的な考えとして基本方針の中で定めているところです。(5～6ページをご参照ください。)</p> <p>また、この基本方針の目的は、使用料の見直しにより受益者負担の適正化を図り、負担の公平性を確保することです。そのためには、まずは「それぞれの施設サービスにどのくらいの経費がかかっているのか」を明らかにした上で、利用する方が負担する「受益者負担」と利用されない方が税金というかたちで負担する「公費負担」の割合について明確にする必要があります。</p> <p>ご意見をいただきました「理論上の使用料水準」は、「実際に施設サービスにかかる経費」と「受益者が負担すべき割合」を基に、「受益者が負担すべき料金の水準」を示すものであり、これと「現状における使用料水準」との間で乖離がある場合には、利用者に対して応分の負担を求めるために、使用料を値上げすることも選択肢の1つとして考えられます。しかしながら、使用料を値上げするのではなく、施設の効率的な運営や業務の見直しを図ることにより経費削減を行うことや、利用率の向上を図ることにより収入を増やすことで、この乖離を解消することも選択肢として想定されます。</p> <p>使用料の見直しは、必ずしも使用料の値上げを前提としているものではなく、また、公共施設のメリット(気軽に安価に安心して利用できる)を放棄するものでもありません。負担の公平性を確保しつつ、公共施設のメリットを最大限発揮しながら、施設サービスを継続して提供するために、使用料を取り巻く様々な視点から行うものとなります。</p> <p>この基本方針は、こうした使用料の見直しを行う上で、各公共施設に共通した基本的な事項について、統一的な考え方を定めるものとなりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

番号	ご意見	市の考え
2	<p>「3 受益者負担割合(3ページ)」で、民間で提供することが可能かどうか(市場性)は必要ないと考えます。</p>	<p>市が提供する施設サービスの中には、スポーツ施設(Ex.トレーニングルームなど)のように民間でも提供されているサービスもあることから、受益者負担割合を考える上では市場性に関する基準は必要であると考えています。</p>
3	<p>「施設サービスの分類別の負担割合の区分(4ページ)」の表に「市場的」とあり、こういう市場的な施設を建設するものとしてどのような公共施設があるかわかりませんが、今後は廃止していただきたい。「中間的」なものについても、今後は廃止して欲しい。</p> <p>近隣自治体の施設や民間施設があるようなものは廃止していき、極力公共に必要な施設だけとして欲しい。</p>	<p>この基本方針は、公共施設の使用料の見直しを行うための統一的な考え方を定めるものです。</p> <p>市が設置する公共施設の整備や運営のあり方については、この基本方針とは直接関係がありませんので回答は差し控えますが、いただいた意見につきましては、今後の施策等を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
4	<p>公共の運営に民間・PFI事業は必要ない。</p> <p>公共に必要と認められる施設のみを公共により直営で運営していただきたい。</p> <p>指定管理者制度もPFI事業同様、廃止してほしい。今の公共の下請け的なやり方は労働者の身分保障につながらないため、廃止の方向として欲しい。</p>	

※いただいたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約した箇所があります。